

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金
(家計急変世帯分)申請書(請求書)

支給市区町村(※申請時点の居住市区町村)
(宛先) 高浜市長



裏面の【誓約・同意事項】を全て確認し、チェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(※原則、世帯主とする。)

Table for applicant information with columns: (フリガナ) 氏名, 生年月日, 現住所. Includes date format (明治・大正・昭和・平成・令和) and phone number field.

2. 申請者が属する世帯の状況

Table with 7 columns: (フリガナ) 氏名, 申請者との続柄, 個人番号(生年月日), 現住所と令和5年1月1日時点の住所, 異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載, R5.1以降家計急変があった者. Rows 1-5 for household members.

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)*※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

Form for bank account details with columns: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, 口座名義(カナ). Includes a section for ゆうちょ銀行 (ゆうちょ銀行).

(注)金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、(0566 - 53 - 5131)までお問い合わせください。

4. 住民税非課税世帯等臨時特別給付金(家計急変世帯分)の受給状況 *※双方に該当する場合、口にチェックしてください。

Checkboxes for receiving status: 1. 申請・請求者は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金(家計急変世帯分)について、令和5年1月以降の収入の減少により、高浜市に申請し、支給を受けました。 2. 申請者が属する世帯の状況は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金(家計急変世帯分)の支給を受けた世帯と同一です。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(シ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の受給権者に該当します。
- ② 既に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。

給付金(家計急変世帯分)は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として給付申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
- ③ 給付金(家計急変世帯分)の受給権者の該当性等を審査等するため、前住所地での受給の有無のほか、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑥ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年11月30日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金(家計急変世帯分)の支給後、申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(家計急変世帯分)の受給権者に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

提出書類

必ず提出が必要です。

- 『電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)』(本書)
※ 必要事項をご記入ください。

表面「4. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)の受給状況」にチェックのある方は、下記の提出は不要です。

- 『申請・請求者本人の公的身分証明書の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し(コピー)をご用意ください。
- (令和5年1月1日以降、複数回転居した方)『戸籍の附表の写し(コピー)』
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『「令和5年1月以降の任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 「任意の1か月の収入」…給与明細等
- (「令和5年1月以降の任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の提出ができない場合)『簡易な収入(所得)見込額の申立書(別紙様式)』

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名